

---◆「デジタル化資料に係る図書館間貸出しに代わる臨時的措置」

範囲の緊急的拡大のお知らせ◆---

国立国会図書館では、各図書館において新型コロナウイルス感染拡大防止のため来館サービスが十分に行えない間、「デジタル化資料に係る図書館間貸出しに代わる臨時的措置」の範囲（対象資料及び対象機関）を緊急的に拡大することで、各図書館のサービスを支援します。

本臨時的措置は、原資料をデジタル化したことにより図書館間貸出し対象外となった資料について、図書館間貸出しに代わる臨時的措置として、当館がデジタル画像を1冊全て複製（プリントアウト）して提供し、提供先図書館の蔵書として活用していただくものです。

従来の臨時的措置の内容と、今回の拡大範囲について、以下に詳しくご案内します。

1 従来の臨時的措置の内容

当館でデジタル化を行った資料には、大きく分けて次の3種類があります。

- (1) インターネットで閲覧可能な資料
- (2) 当館館内および「デジタル化資料送信サービス」の「送信先機関」内でのみ閲覧可能な資料
- (3) 当館館内でのみ閲覧可能な資料

(2)(3)に該当する資料のうち、原資料を容易に入手することができない図書資料については、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第1項第3号の規定に基づき、原資料の貸出しに代えてデジタル画像からの複製物を臨時的に提供しています。ただし(2)については、図書館向けデジタル化資料送信サービスに参加していない機関のみを対象とします。

また、原資料の貸出しに代わる臨時的措置であることから、複製物の提供を受ける

ことができる機関は著作権法第31条第1項の適用を受ける図書館等であるとともに、あらかじめ当館の図書館間貸出制度に加入している必要があります。

2 今回の緊急的な拡大の範囲

- ・対象資料：原資料を容易に入手することができない雑誌資料も提供可能となります。（ただし、雑誌については、3の対象期間が終了した後、各図書館にて複製物を破棄していただく必要があります。）
- ・対象機関：(2)について、図書館向けデジタル化資料送信サービス参加館も申込み可能となります。

3 今回の緊急的な拡大を行う期間

各図書館において来館サービスが再開されるまで。ただし、来館サービスは再開するが図書館送信サービスは利用不可の場合は引き続き緊急的な拡大の対象とします。（図書館ごとに期間が異なります。）

上記変更点以外の申込みができる図書館等、対象となるデジタル化資料の範囲、複製物の提供方法、費用負担、ご利用上の注意、申込方法は従来の臨時的措置と変更はありません。

詳細については『図書館協力ハンドブック』6-8（6-27頁）を参照してください。

https://www.ndl.go.jp/jp/library/handbook/handbook/chapter_6.pdf

【問合せ先】

国立国会図書館関西館

文献提供課複写貸出係

0774-98-1313（月～金の9:30～18:00）

※メールマガジン配信登録の変更・解除

https://www.ndl.go.jp/jp/library/library_news_toroku.html

※メールマガジンへのご意見・お問い合わせ tkyn@ndl.go.jp

— —

図書館協力ニュース No.290 2020.5.18

編集：国立国会図書館関西館図書館協力課

〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台 8-1-3

電話：0774-98-1445 メールアドレス：tkyn@ndl.go.jp

発行：国立国会図書館

〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1
